

繊維分野の技術的適用文書（JNRP31S07）の改正要旨

平成 26 年 6 月 25 日

認定センター製品認定課 JNLA 繊維分野担当

1. 改正理由

発がん性のある芳香族アミンに対する法規制の動きを踏まえ、特定芳香族アミンを適切に定量分析できる試験事業者を登録するための準備を進めている。

特定芳香族アミンの定量方法は、JIS L1940-1及びJIS L1940-3として平成26年6月20日に制定された。

これら試験方法は、定量的な結果の信頼性が要求されるものの、物質の特性上、試験操作が難しいとされ、定量分析を実施する試験所の能力差が試験結果の信頼性に影響を及ぼすことが懸念されているため、登録基準（ISO/IEC17025）の技術的補足要求事項の作成が必要となった。

2. 主な改正内容

- ◆前版（6版）の記載内容に変更は行わず、一般繊維試験としてパート1に再掲した。
- ◆特定芳香族アミンの定量方法への補足要求事項をパート2として、新たに追加した。

3. 改正時期

平成 26 年 7 月 14 日付改正を予定。